

～除染等業務を行う事業主の皆さんへ～

平成24年7月1日より 除染電離則改正 復旧・復興作業などを行う労働者の放射線障害 防止のため、適用対象業務を拡大しました

厚生労働省では、除染などの作業を行う労働者（以下、「除染等業務従事者」）の放射線被ばくの低減対策として、「東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則」（以下、「除染電離則」）を施行しています。このたび、避難指示区域の見直しに伴い、復旧・復興作業などを行う労働者の放射線障害防止措置を規定するため、除染電離則を改正し、対象業務を拡大しました（平成24年7月1日施行）。

除染等業務の範囲も拡大していますので、事業者の皆さんには、改正規則に基づき、労働者の放射線障害防止のための措置を講じていただきますよう、お願いします。

なお、詳細につきましては、平成23年12月22日付け基発1222第6号（平成24年6月15日一部改正）「除染等業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン（以下「ガイドライン」）について」もご参照ください。<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/120118-1.html>

除染電離則の概要

- 除染電離則は、除染等業務または特定線量下業務^{※1}を行う事業者と、その事業者に雇用される除染等業務従事者または特定線量下業務従事者を対象とするものです。

※1 特定線量下業務とは、平均空間線量率が $2.5\mu\text{Sv}/\text{h}$ を超える場所において行う除染等業務以外の業務です。特定線量下業務従事者を雇用する事業者の皆さんには、別にパンフレットを用意しています。

- 除染等業務^{※2}とは、除染特別地域等^{※3}内における以下の業務です。

1 土壌等の除染等の業務	汚染された土壌、草木、工作物等について講ずる当該汚染に係る土壌、落葉および落枝、水路等に堆積した汚泥等（以下「汚染土壌等」）の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずる業務
2 廃棄物収集等業務	除去土壤や汚染された廃棄物（当該廃棄物に含まれるセシウム134およびセシウム137の濃度が $10,000\text{Bq}/\text{kg}$ を超えるものに限る）の収集、運搬または保管に係る業務
3 特定汚染土壌等取扱業務 ^{※4}	セシウム134とセシウム137の濃度が $10,000\text{Bq}/\text{kg}$ を超える汚染土壌等を取り扱う業務であって、上記2つの業務以外の業務

※2 18歳未満の年少者を除染等業務に従事させてはいけません。

※3 放射性物質汚染対処特措法に規定する「除染特別地域」と「汚染状況重点調査地域」

※4 今回の改正で追加した業務

- 特定線量下業務とは、除染特別地域等の $2.5\mu\text{Sv}/\text{h}$ を超える場所で行う除染等業務以外の業務をいう。

- 除染電離則では、次の事項を規定しています。

- ①放射線障害防止の基本原則
- ②線量の限度および測定
- ③除染等業務の実施に関する措置
- ④汚染の防止
- ⑤特別の教育、健康診断、その他

詳細については、次ページ以降をご覧ください→



ひと・くらし・
みらいのために

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署